

第480回広島海区漁業調整委員会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和3年12月15日(水) 午後1時2分～午後3時13分
場 所 広島海区漁業調整委員会委員室(広島市中区基町10-52)

2 招集年月日及び招集者

招集年月日 令和3年12月7日(火)

招 集 者 会長 北 田 國 一

3 出席者

委員(13人) 北田國一, 高橋勝盛, 濱松照行, 箱崎照男, 米田輝隆, 樋口元武,
下前清弘, 山田正通, 海野徹也, 川下求, 野田秀明, 高田幸典,
松下博紀

県(7人)	農林水産局水産課	課 長	木村 淳
	〃	主 査	小川 憲太
	〃	主 査	御堂岡慎吾
	〃	主 査	杉岡 光
	西部農林水産事務所水産課	課 長	廣中 孝一
	西部農林水産事務所水産第二課	課 長	竹本 広司
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局(3人) 山根次長, 中林主査, 三浦主査

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第17号議案 広島県資源管理方針の変更並びにまあじ及びまいわしの漁獲可能量について

(結 果) 原案のとおり承認された。

第18号議案 うなぎ稚魚漁業の許可方針の改正及び申請期間等について

(結 果) 原案のとおり承認された。

第19号議案 備後地区のごち網漁業許可に係る申請期間等について

(結 果) 原案のとおり承認された。

第20号議案 岡山県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について

(結 果) 原案のとおり承認された。

第21号議案 香川県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について

(結 果) 原案のとおり承認された。

第22号議案 愛媛県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について

(結 果) 原案のとおり承認された。

第23号議案 広島・愛媛連合海区漁業調整委員会委員の選出について

(結 果) 暫定的な委員として野田委員が選出された。

(2) 協議事項

第24号議案 令和4年度の対岡山・香川・愛媛連合海区漁業調整委員会の入漁協定について

(結 果) 案のとおりで異存ないこと並びに入漁交渉及び協定の締結について交渉委員に一任することが承認された。

(3) その他

- ・TAC魚種拡大に向けたスケジュールについて
- ・海面の漁業権免許切替に係る広島県漁業権免許方針について
- ・全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動について

6 議事の経過

午後1時2分、事務局の山根次長から第480回広島海区漁業調整委員会の開会を宣言し、委員総数15名に対し13名が出席しており、本委員会が成立していることを報告した。

その後、議事録署名者に海野委員と川下委員を指名し、議事に入った。

(1) 付議事項

【第17号議案 広島県資源管理方針の変更並びにまあじ及びまいわしの漁獲可能量について】

議 長 はじめに、第17号議案「広島県資源管理方針の変更並びにまあじ及びまいわしの漁獲可能量について」を上程します。提案理由を事務局から提案してください。

山根次長 (議案内容により、17号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】)

杉岡主査 (資料1により、広島県資源管理方針の指標を更新すること、まあじ及びまいわしの漁獲可能量を現行水準とすることを説明した。)

議 長 ただいま県から説明がありました。委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

海野委員 マアジやマイワシについて、広島県における漁獲量はどのようなのでしょうか。本来であれば、科学的なデータに基づいて算出されるべきなのでしょうが、その辺りが気になります。

杉岡主査 漁獲量自体がそれほど多くないため、増えた又は減ったということが言い難いところではあります。これまで令和3年度に報告いただいたものでは、マアジは3トン強、マイワシについては2.6キログラムということで、非常に少ないです。統計上は（マアジが）30トンくらいとされています。

海野委員 ありがとうございます。

松下委員 基本的なことで申し訳ないのですが、この制度は漁獲量をコントロールする趣旨かと思ったのですが、漁船登録隻数について6,927隻あったものを6,602隻に限って、その範囲内で漁獲させるという趣旨ですか。

杉岡主査 そういうことです。

松下委員 これを5年間ずっと維持するのですか。

杉岡主査 この数字は5年間の最大隻数ということで更新していくため、実態に応じた範囲内で漁獲していただくということです。

松下委員 努力目標のようなものですか。

杉岡主査 漁獲量として数量明示して制限することができないため、漁獲努力量の指標として漁船登録隻数を使っているということです。

松下委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

なければ採決に移ります。それでは、第17号議案「広島県資源管理方針の変更並びにまあじ及びまいわしの漁獲可能量について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしということで、第17号議案は、原案のとおり承認します。

【第18号議案 うなぎ稚魚漁業の許可方針の改正及び申請期間等について】

議長 では、次に第18号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針の改正及び申請期間等について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

山根次長 （議案内容により、18号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

三浦主査 （資料2により、改正内容（漁業時期の延長及び漁獲量上限の明確化）の概要と公示する内容について説明した。）

議長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

海野委員 うなぎの申請があるのは2件だけですか。

三浦主査 呉の養殖業者と福山の内水面漁協の2件だけです。うなぎ養殖業は国の許可制となっており、原則として新規参入は認められていない状況です。

海野委員 それでは、採取期間を1か月延長することによる獲り過ぎなどの影響を考慮する

対象は、黒瀬の養殖業者だけということになりますね。

三浦主査 そうなります。ただし、採捕場所はかなり離れていますので、直接的な影響はないものと考えています。

海野委員 ありがとうございます。

松下委員 職業柄、疑ってしまい申し訳ないのですが、「2.2キログラムを超えて採捕してはならない。」というのは、あくまで自主申告ですよ。

三浦主査 採捕数量の報告は、自己申告です。

松下委員 一般的な報道の中で、うなぎ稚魚が激減しているという話を聞きます。漁業時期を延ばす必要性はあるのだと思いますが、2.2キログラムという数量が適切かどうかは別として、実際に守られるのか担保できるのでしょうか。期間延長により採捕機会も増えますが、検証すべき点はないのでしょうか。

三浦主査 その点については、許可する際に条件を附します。資料2-2の4ページに記載のとおり「火光を利用しすくい網を使用するうなぎ稚魚漁業」の条件として、「1 漁獲物は、内水面漁業権の増殖義務を履行するための増殖用種苗とする以外に供してはならない。 2 2.2キログラムを超えて採捕してはならない。 3 届け出た漁業従事者以外の者を、当該漁業に従事させてはならない。」と定めています。この条件から外れた採捕をすれば、条件違反として厳重に処罰されることとなります。

松下委員 分かりました。

議長 他に意見はありませんか。

なければ採決に移ります。第18号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針の改正及び申請期間等について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしということですので、第18号議案は、原案のとおり承認します。

【第19号議案 備後地区のごち網漁業許可に係る申請期間等について】

議長 では、次に第19号議案「備後地区のごち網漁業許可に係る申請期間等について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

山根次長 （議案内容により、19号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

三浦主査 （資料3により、公示するごち網漁業の制限措置や申請期間等について説明した。）

議長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

議長 意見はありませんか。

なければ採決に移ります。第19号議案「備後地区のごち網漁業許可に係る申請期間等について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしということですので、第19号議案は、原案のとおり承認します。

(2) 協議事項

【第24号議案 令和4年度の対岡山・香川・愛媛連合海区漁業調整委員会の入漁協定について】

議長 次に、付議事項が第20号から23号議案と続きますが、協議事項の第24号議案の後にご審議いただく方が良いと思いますので、協議事項を先に上程します。

それでは、第24号議案「令和4年度の対岡山・香川・愛媛連合海区漁業調整委員会の入漁協定について」を上程します。事務局から説明してください。

山根次長 (資料6により、各連合海区漁業調整委員会の入漁協定表の案について説明した。)

議長 ただいま事務局から入漁協定に関する説明がありました。委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

山田委員 私も愛媛の連合委員会に出ていますので経緯は分かるのですが、一番問題になっている愛媛県東部海域と弓削島沖海域の小型機船底びき網漁業の話です。

愛媛県側の主張によって統数をだんだんと落としていて、実態のない統数を落とすのは分かるのですが、実際に操業されている漁業者が入れなくなるのは大きな問題だと思います。来年度の予定として数字が入っていますが、簡単に落としてしまって良いのでしょうか。何のために連合委員会で協議しているのか、向こうが言うから落とすというのは、現場の漁業者に対して「それでよろしいのか？」という思いがあります。地元の委員さんが動かれて数字を落としているので、私も言えないのですが、実態がある数字を落とすというのは、委員として心苦しい思いです。そこまでしなければということ、県から説明していただきたいです。

木村課長 山田委員から「よろしいのか？」とありましたが、当然、よろしいわけはなくて実損が出ていると認識しています。かれこれ30年来ひきずっている課題で、愛媛側の県庁や一部の委員さんの中にも「そこまでしなくても」という声があることは認識していますが、交渉事でありまして、こちら側が譲歩した結果であります。11月にやっと入漁協定が締結できたところです。引き続き、粘り強く実態を訴えていきたいと思っておりますので、委員の皆様には、委員会のみならず地元調整の場においても、ご協力を賜りたいと思っております。

山田委員 それではどこまで減らすのか、委員会では「弓削島沖海域はゼロ又は廃止」という話が出ています。これまで連合委員会を継続協議にするなどして対応してきましたが、どうしてそこまで譲歩しなければいけないのですか？どうして愛媛県はそこまで言えるのですか？

30年来と仰いましたが、これまで連合委員会で減らす理由として聞いたのは、「水産資源が減少しているからだ。」ということのみです。どれだけ減ったのかも明ら

かにされていません。

これは言おうとして言えなかったのですが、広島県はどこまで譲歩するのですか。実態のあるものを削っていくというのは、大きな問題があると思います。ある程度まで減らすことで「認めてやろう」と言われていますが、どこまで減らせばという担保はあるのですか？ゼロと言っていますが、ゼロにされていいのですか？

木村課長 担保があるのかと言われると、担保はありません。相手方は「ゼロまたは廃止」という長期的な地元の考えがある中で、理由としてはあまり明確なものはなく、地元の意向だけですので、なかなか攻め手がありません。このままで良いのかと言われるれば、良くはないです。どこまで減らせるかという点も、減らす余分はなくて、できれば25統なり40統に戻したいと思っていますが、交渉事ですので、譲れるところは譲って、譲れないところは譲れないということです。

山田委員 譲れるところと譲れないところと言いますが、その境界はあるのですか。

木村課長 境界はございません。すみませんが、明確な答弁はできません。

山田委員 愛媛県の2つの海域について厳しいのは分かるのですが、いつまでも愛媛県側の言いなりになって減らして良いのか、実態があるのだから良くないはずです。いつもでもズルズルとは良くないので、何かしら担保を見つけるなり、どうにか折り合うなど目標を持たなければ、交渉事である連合委員会の趣旨に合わないと思います。

議 長 ケンカするのは簡単ですが、広島県全体のこともあるので、そうはいきません。尾三地区の委員さんには大変申し訳ないのですが、お願いしますと頭を下げ続けている状況です。

議 長 他にご意見はありませんか。

なければ採決に移ります。第24号議案「令和4年度の対岡山・香川・愛媛連合海区漁業調整委員会の入漁協定について」は、原案のとおり承認することによってよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 また、この案を踏まえ、入漁交渉及び協定の締結については、交渉委員に一任することによってよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議なしということですので、第24号議案は原案のとおり承認し、交渉委員に一任することとします。交渉委員の皆様、よろしくお願ひします。

(1)付議事項へ戻る

【第20号議案 岡山県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について】

【第21号議案 香川県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について】

【第22号議案 愛媛県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について】

議 長 それでは、付議事項に戻ります。第20、21、22号議案は関連事項として、一括上程致します。第20号議案では「岡山県からの」、第21号議案では「香川県からの」、そして第22号議案では「愛媛県からの」、それぞれの「入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について」提案理由を事務局から説明してください。

山根次長 （議案内容により、第20、21、22号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

三浦主査 （資料4により、各県入漁協定に係る公示案（制限措置や申請期間等）について説明した。）

議 長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

議 長 意見はありませんか。

なければ採決に移ります。第20から22号議案の「岡山・香川・愛媛県からの」、それぞれの「入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 また、この内容は入漁交渉によって変わる可能性がありますので、入漁協定の締結内容をこの制限措置などに反映させることについては、会長と事務局が確認の上、県に一任することとしてよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議なしということですので、第20から22号議案は、原案のとおり承認します。ただし、各入漁協定の内容による変更は、会長と事務局が確認の上、認めることとします。

【第23号議案 広島・愛媛連合海区漁業調整委員会委員の選出について】

議 長 続いて、第23号議案「広島・愛媛連合海区漁業調整委員会委員の選出について」を上程します。提案理由と内容を事務局から説明してください。

山根次長 （議案内容により23号議案の提案理由を、資料5により提案内容を説明した。併せて、今回選出する委員は令和4年度に新たな委員が任命されるまでの暫定的な委員就任とすることを提案するとともに、対山口の委員は令和4年度に選出する考えであることを説明した。）

議 長 広島・愛媛連合委員会の委員を選出しなければならないのですが、事務局から提案のあった暫定的な委員就任とするかどうか、まずお諮りしたいと思います。

この度は暫定的に委員になっていただくこととし、年度が変わってから改めて選出することよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 それでは、本日選出する委員は、当面新たな委員が選出されるまでの就任としま

す。委員の選出ですが、どなたか推薦又は自分がしますという方はいらっしゃいませんか。

米田委員 誰もいないようなので、欠員のままで良いのではないですか。

山根次長 それも考えられなくはありませんが、連合委員会規定において7名ずつの14名で構成するとされています。11月17日の愛媛との連合委員会では、選出する暇がなかったということで、欠員を了承いただいているところです。それから何か月も経って、まだ欠員というのは適切でなかろうと考えていますので、是非とも選出をお願いしたいと思っています。

山田委員 事務局の案はないのですか。

山根次長 こういうこともあろうかと思ひまして、事務局の案がございます。

先ほども申しましたが、漁業者委員の皆様は、既に各連合委員会の委員になっておられるなどもあり、委員が決まらない場合は、県内の各浜に行かれておられた野田委員になっていただけないか事前にお話ししたところ、ご承諾を頂いております。

議 長 事務局から、野田委員という提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議なしということですので、野田委員を選出することにいたします。野田委員、よろしくお願ひいたします。

(3) その他

【TAC魚種拡大に向けたスケジュールについて】

議 長 それでは、その他に移ります。「TAC魚種拡大に向けたスケジュールについて」県から説明してください。

杉岡主査 (資料7により、TAC魚種拡大に係る今後の予定について説明した。)

議 長 ただいまの説明について、委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

米田委員 カタクチイワシは数量が未公表になっていますが、瀬戸内海における本県の漁獲量シェアは試算で26%とあります。これが多いのか少ないのか分かりませんが、やはり制限しないと他の魚がいなくなると思います。だからこそTACに入ったのでしようが、県の方も考えてほしいと思います。

それと、タコが少なくなっています。広島湾ではかき筏の間には、全部たこ壺が入っています。たこ壺は個数の制限もない、操業場所の制限もない、周年操業できるということなので、タコも幻になってしまうのではないかと危惧しています。これも、個数を制限するか、産卵時期を中心にやめる期間を作るか、県で検討してもらいたいです。

濱松委員 米田委員が言ったとおりです。何か手を打たなければいけない。護岸でヒモがぶら下がっていると思えば、素人がカゴか壺を漬けている。漁師には規制が多いのに、

素人にはない。遊漁は数が多いのだから、影響はあると思います。昨年から、遊漁者のタコ釣りのことで、県がようやく腰を上げて話が前に進んでいるので、少しは気持ちが落ち着いていますが、何か良い方法を模索しなければいけない。

海野委員 濱松委員が言われたとおりです。私もよく魚釣りをしますが、遊漁者は野放しの状態で規制が緩すぎると思います。水産庁も動かなければ、どうにもならないと思います。

それと、漁獲量管理について、魚種ごとに部会で話し合われるのでしょうか、各県の割当はどのように行われるのですか。詳細なデータを基に検討されるのか、それとも国から来た何パーセントという数字を管理していくのか、県の割当はどうなるのでしょうか。

杉岡主査 国の方で魚種毎・系群毎に資源評価がされて、全体の上限量が決まります。その後、各県の漁獲量のシェアに応じて各県の配分が示されます。その範囲内で、知事許可漁業毎の配分を、県内で決めていくということになります。

海野委員 ありがとうございます。

【海面の漁業権免許切替に係る広島県漁業権免許方針について】

議長 他にありませんか。続いて「海面の漁業権免許切替に係る広島県漁業権免許方針について」、県から説明してください。

御堂岡主査 (資料8により、海面漁業権切替の主なスケジュール、基本的な考え方及び検討中の事項について説明した。)

議長 ただいまの説明について、委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

箱崎委員 東部海域は共同漁業権の中にヒジキが入っていないのですが、追加して申請したら良いと思います。一般の人や外国の人が勝手に獲っても、漁業権の対象でなければ検挙することもできません。雑草を取るのと同じと言われてしまう。

議長 口に入れるもの全てを設定するということですか。

箱崎委員 昔はヒジキやテングサなど漁業権に入れてなかったもので、他の人が平気で獲っています。若い組合員から「勝手に獲らせて良いのか。」との意見があります。

議長 令和5年度の漁業権切替えの折に、是非設定されるようお願いします。

箱崎委員 第1種共同漁業権にマダコを設定したら、遊漁者やプレジャーボートの採捕を規制できるのですか。

御堂岡主査 そのような要望も踏まえて、次回の海区委員会で免許方針の案をお示しできればと考えています。地元の要望については、東部農林を通じて聞いております。

箱崎委員 分かりました。

米田委員 先ほどの説明で、かきの新規漁場と聞こえたように思うのですが、新規要望があるのですか。

御堂岡主査 漁場拡大の要望は聞いていますが、公益上の問題もありますので、それも踏まえた方針になるかと思えます。

米田委員 今のところ、かきの新規漁場はないということですね。

御堂岡主査 新規漁場の要望はありません。

山田委員 検討中の事項の中で、第1種共同漁業の名称の追加として、アワビとナマコがあります。法改正に伴いあわび漁業やなまこ漁業を30件あまり許可しましたが、ナマコなど資源が減少していることも含めて検討されているのでしょうか。共同漁業ですと資源ありきだと思えますが、いかがでしょうか。

御堂岡主査 検討段階としか言えませんが、漁業として成り立つものを漁業権魚種として設定してきたことを踏襲するのか、個別の事情について考えるべきかを含めて、検討中という状況です。

山田委員 追加の要望はあるのですよね。

御堂岡主査 追加で要望されている組合はあります。

松下委員 免許の在り方というより、免許を与えることによる不服がある場合に不服を争う制度は行政の手続としてあるのですか。免許を適切に運用するという説明がありましたが、問題がある場合に行政が職権で撤回することもあれば、免許方針がおかしいと主張されることもあるかと思えます。

御堂岡主査 免許手続きの中で、令和4年9月頃から海区漁場計画（素案）をホームページ上で作成して、利害関係がある方から意見聴取するという機会はあります。また、令和5年2月頃には海区で公聴会が開催されます。

松下委員 免許を与えてしまった後に不服を争うことはない、ということですね。

御堂岡主査 漁業権が適切かつ有効に行使されていない場合は、免許の取消や是正指導という手続きはあります。

松下委員 職権で取り消すということですか。

御堂岡主査 先ほどご説明した別紙のチェックリストの内容である「漁業関係法令を遵守している」等を満たしていない場合、指導・是正を行い、それに従わない場合は取消になるという制度です。

山根次長 ちょっとよろしいですか。漁業権の免許というのは、海区漁場計画を県が立てて、これで良ければ申請してくださいという流れで免許を受ける仕組みですので、漁場計画どおりに申請される場合の異議申し立てはないと考えています。

松下委員 手続きとしてないということですね。

山根次長 はい。

【全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動について】

議長 他にありませんか。最後に「全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動について」

事務局から説明してください。

山根次長 （資料9により、同連合会の要望活動の概要について説明した。）

議 長 本日本日予定していた議題は、これで終わりますが、他に委員の皆様から何かございませんか。

全 委 員 （意見なし）

議 長 県や事務局から何かありませんか。

山根次長 （1月下旬に漁業権免許方針に係る委員会を開催し、その後、連合委員会関係委員による協議会を予定していることを案内した。）

議 長 他にないようでしたら、これをもちまして第480回広島海区漁業調整委員会を終了します。長時間、慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

（午後3時13分 閉会）